

説 明 資 料

(相続税・贈与税関係)

あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)

平成 14 年 6 月
税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 一経済社会の構造変化への対応と負担の適正化一

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

- ① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- ② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- ③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること
かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。

その際、負担の適正化の観点から最高税率については引き下げる一方、累進は現行程度の水準を維持することが適当である。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産(金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む)が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方(生前贈与の円滑化)を検討すべきである。

事業承継関連の特例措置については、中小企業の事業の円滑な承継に貢献している点は認められるが、相続後の事業継続に対する過大なインセンティブは、新規の創業や新たな事業展開とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。

その際、高齢化の進展に伴い、相続人が被相続人と共に事業を行っていた場合の共に働いた期間も長期化していることから、生前における円滑な事業の移転を図ることや、相続までの財産形成への貢献に着目することが重要である。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002 (抄)

平成14年6月25日
閣議決定

第3部 税制改革の基本方針

5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

(2) 多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。相続と生前贈与の選択を歪めない税制を検討する。また、寄附等に対する課税の見直しを検討する。

当面の経済活性化策等の推進について（抄）

—デフレ克服の取組加速のために—

平成 14 年 6 月 17 日

与 党 3 党 首 合 意

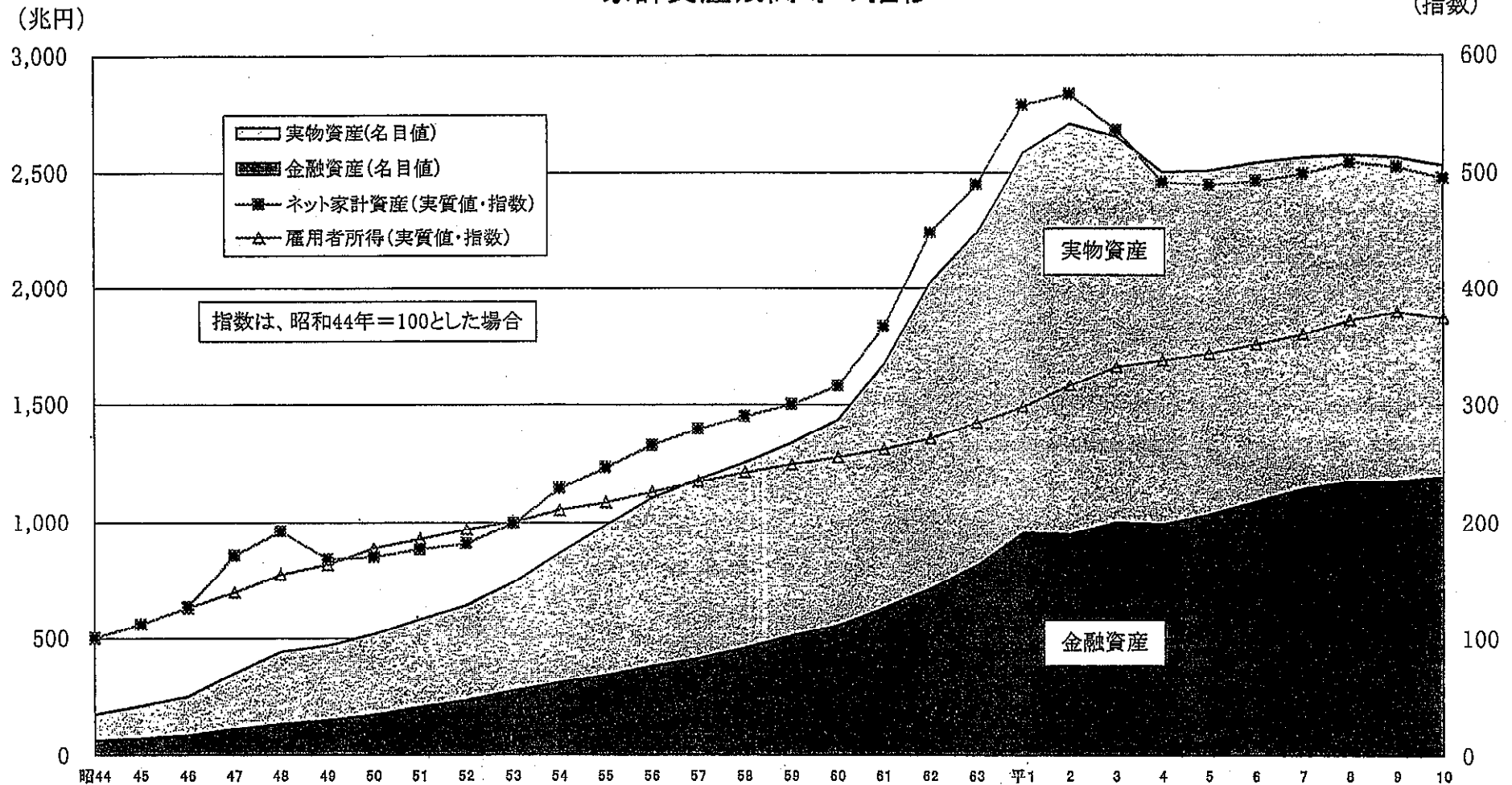
2. 税制改革

15 年度から抜本的税制改革を行うため、特に本年は 1 月から経済財政諮問会議及び政府税制調査会において、検討を進めてきた。政府税制調査会に 15 年度税制改正として検討を指示した事項を含め、経済活性化のためにあるべき税制の姿を早期に明らかにする。

これら税制改革のうち、15 年度税制改正の一環として、企業の活性化に資する視点から研究開発促進税制及び重点的な投資促進税制を構築するとともに、資産の世代間移転を円滑化する視点から相続税・贈与税の見直しを行うこととする。これらの適用については原則 15 年 1 月 1 日に遡及する。特に企業課税については、投資の計画的対応に資するべく、その見直しの大要を極力早期に明らかにする。

土地関連流通税の見直しについては、都市再生等土地の有効利用に資する観点から検討する。

家計資産残高等の推移



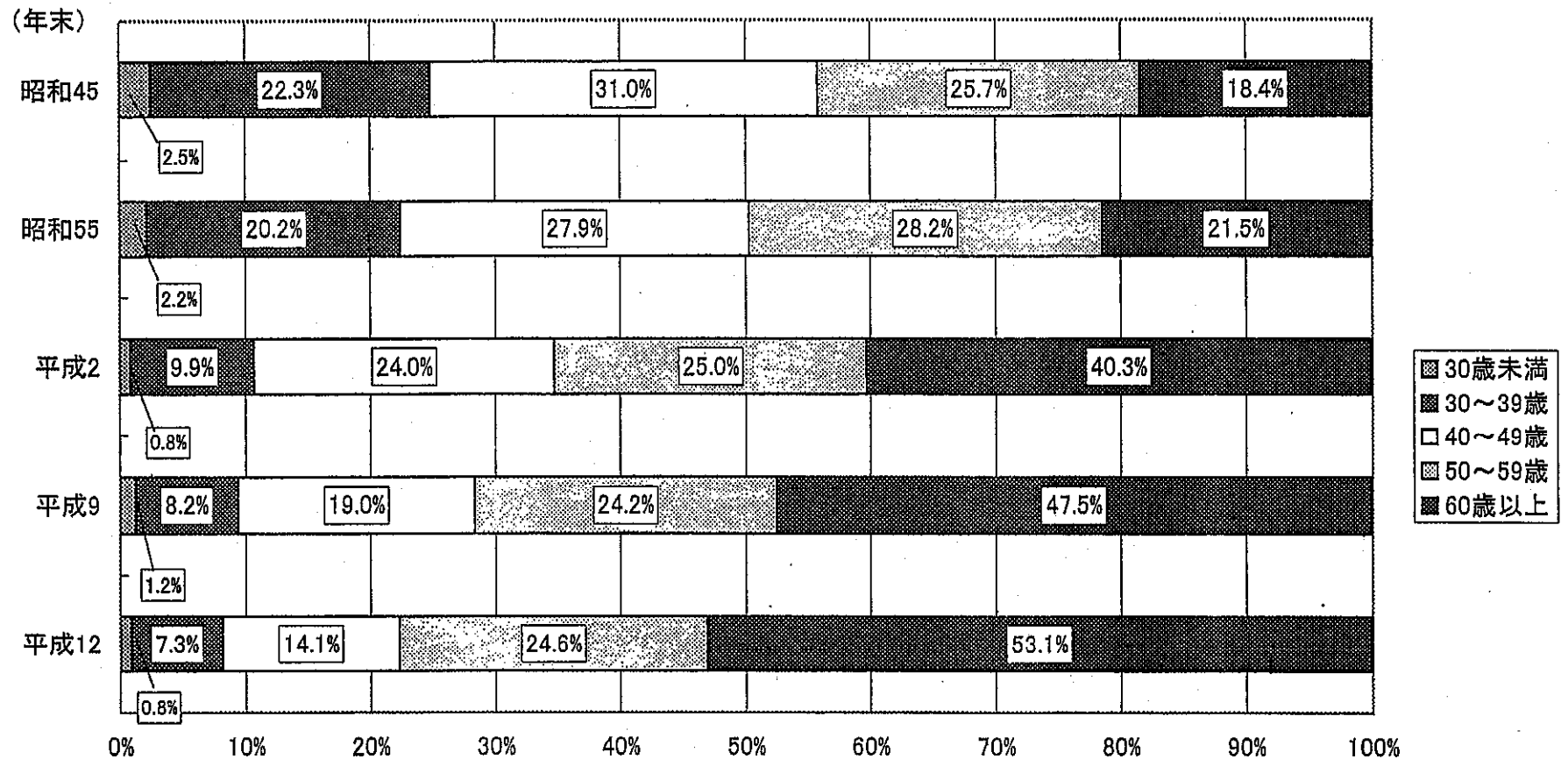
(注1)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「金融資産」とは、現金、預金、有価証券、生命保険金等の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(注2)「平成2年基準 国民経済計算(68SNA)」より作成。平成2暦年基準のデフレーターで実質化。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)



(資料)総務省統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21 世紀に向けての社会保障」―抄―

平成 12 年 10 月 27 日

Ⅱ 持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産（貯蓄・不動産）の全般的状況をみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している（ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。）。

- ・ 世帯主 40～49 歳の世帯：4,582 万円

- ・ 世帯主 70 歳以上の世帯：9,260 万円（「全国消費実態調査」（平成 6 年））

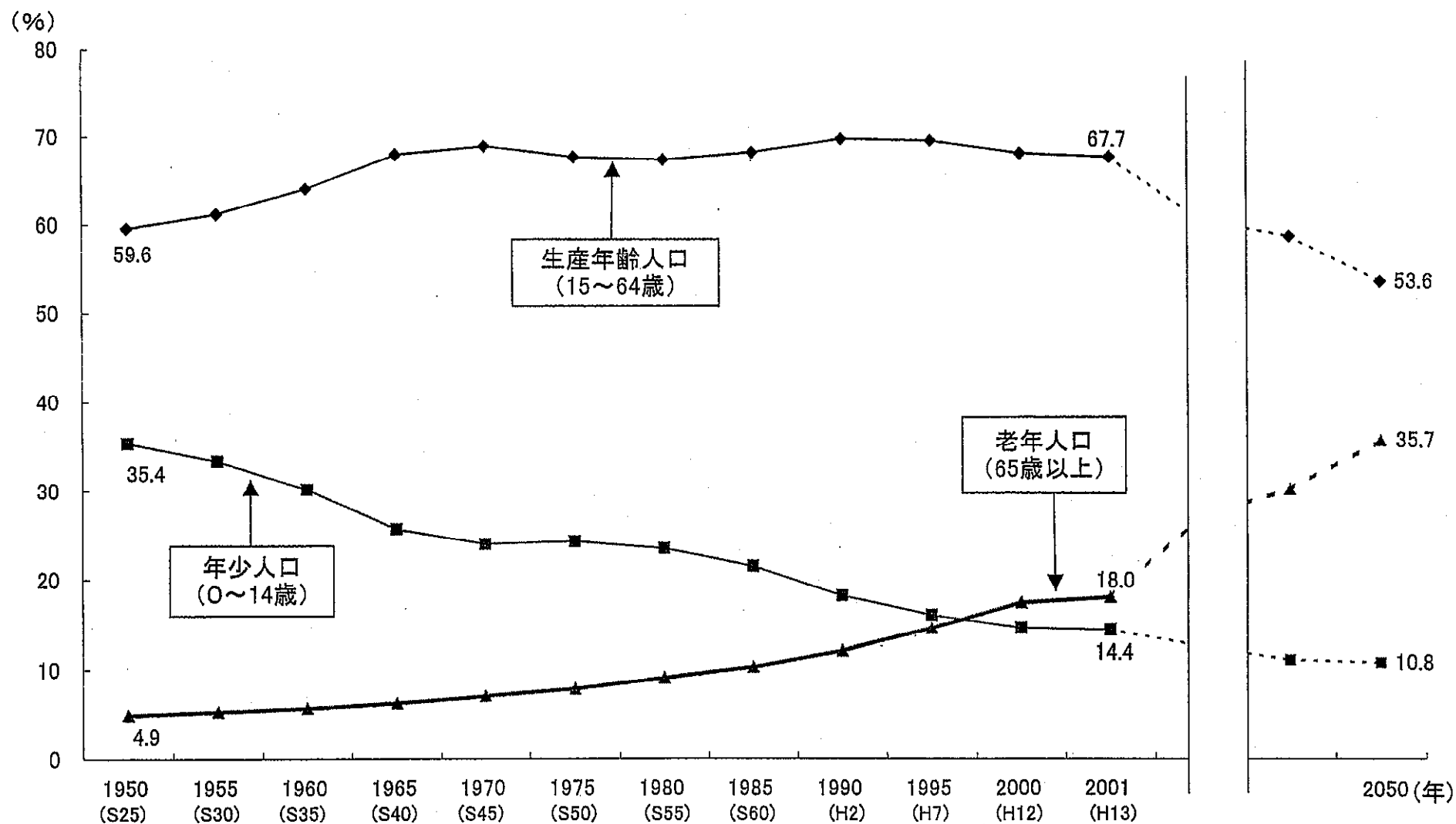
このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の 1 世帯（2 人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

- ・ 世帯主 40～49 歳の世帯：1,294.1 万円

- ・ 世帯主 60 歳以上の世帯：2,345.7 万円（「貯蓄動向調査」（平成 10 年））

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で 8 割を超えており、全世帯の持家率（60.3%）を上回る状況にある（「住宅・土地調査」（平成 10 年））。

年齢3区分別人口割合の推移



(注) 総務省「平成13年10月1日現在推計人口」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計により作成

平均寿命の推移

暦 年	男	女
	歳	歳
昭和 22 年	50.06	53.96
昭和 30 年	63.60	67.75
昭和 35 年	65.32	70.19
昭和 40 年	67.74	72.92
昭和 45 年	69.31	74.66
昭和 50 年	71.73	76.89
昭和 55 年	73.35	78.76
昭和 60 年	74.78	80.48
平成 2 年	75.92	81.90
平成 7 年	76.38	82.85
平成 12 年	77.72	84.60
平成 13 年	78.07	84.93

(注) 平成 13 年は簡易生命表、それ以外は完全生命表による。

(資料)「生命表 (厚生労働省)」より作成

あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)

平成14年6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(3) 贈与税の改革の方向性

① 相続税・贈与税の一体化

高齢化社会の到来につれ、生前贈与の社会的要請も根強い。かかる観点から、相続税・贈与税の累積課税化も含め、両者を一体化する方向で検討する。

累積課税化の方法は、一生累積課税方式と一定期間累積課税方式の2つに大別されるが、いずれの方式も、納税者、執行当局の双方に財産の長期管理を要求する仕組みである。したがって適正な執行を確保する上では、その導入に当たり執行当局のより一層の機械化の推進、立証責任の転換や除斥期間・時効の延長等の検討、納税者番号制度の導入など、長期にわたる財産移転の記録、確認、名寄せ・突合等が可能となる環境整備が必要不可欠となる。

それまでは、2つの累積課税方式のいずれについても完全な形で実施することはできない。生前贈与の必要性の程度、国民の財産保有のあり方等を踏まえ、今後、累積課税のための仕組みをどのように整備していくのかを検討すべきであろう。これにあわせ、次世代への資産移転の時期の選択に対して中立性を重視する観点等から贈与税を見直すことの必要性を踏まえれば、暫定的な措置の導入を検討すべきである。

なお、相続税・贈与税の一体化や暫定的な措置の検討に当たっては、贈与を管理する期間が長期にわたること等により、一部の資産家を中心に計画的な租税回避行為を誘発するおそれや、執行の困難性に伴う課税の脱漏のおそれがあることを踏まえ、十分な方策を講ずる必要がある。

② 第三者に対する贈与の取扱い

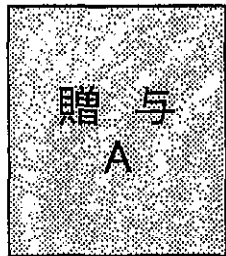
最終的に相続関係のない第三者に対する贈与の課税のあり方が問題となっている。これに関しては、贈与の実態を見極めた上、相続税の課税回避防止という機能をも踏まえ、所得課税へ移行させることも考え得る。

相続税・贈与税の一体化措置の導入に向けた検討の方向

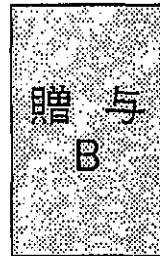
- 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」に基づき、生前贈与を通じた次世代への資産移転の円滑化に資する観点から、現在の執行体制の下で可能な相続税・贈与税の一体化措置を導入するためには、以下のような方向に沿って、その具体案を検討する必要がある。
 - 1. 生前贈与を受けた者については、選択により、相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除することにより、贈与税と相続税との間の精算を行うことのできる新たな制度を導入する。
 - 2. 本制度の適用を受ける生前贈与については、贈与を受けた時に支払う贈与税を軽減する。
 - 3. 本制度の適用に当たっては、贈与者は65歳以上であること、受贈者は子である推定相続人であることなど、一定の要件を設ける。
 - 4. なお、本制度の適用に当たっては、租税回避防止措置など、適正な課税を確保するための措置を講ずる。

相続税・贈与税の一体化措置のイメージ

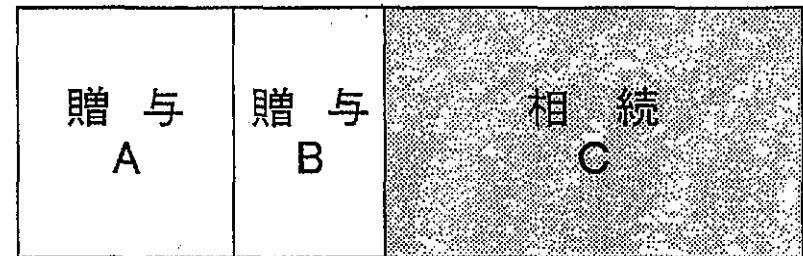
平成○年 ———→ 平成△年 —————→ 贈与者の死亡時



納付税額 a



納付税額 b



(A+B+C)に対応する相続税額 - (a+b)
〔相続税で精算〕

主な年齢要件について

70歳以上	老人控除対象配偶者(所得税法) 老人扶養親族(所得税法) 老人医療(老人保健法)
-------	--

65歳以上	老年者控除(所得税法) 公的年金等控除額[割増](所得税法) 老人マル優(所得税法等) 国民年金、厚生年金、共済年金の受給資格
-------	--

民法（明治三十一年法律第九号）一抄一

〔被相続人の子の相続権・代襲相続権〕

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- ② 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- ③ 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失つた場合にこれを準用する。

〔直系尊属及び兄弟姉妹の相続権〕

第八百八十九条 左に掲げる者は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

第二 兄弟姉妹

- ② 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。

〔配偶者の相続権〕

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三条の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

〔法定相続分〕

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。